
1	総合計画	1
2	総合企画	4
3	市町合併	7
4	中核市	9
5	瀬戸・高松広域連携中枢都市圏	9
6	サンポート高松北側街区の利活用	12
7	政策コンテストの開催	13
8	移住・定住の促進	13
9	高松市東京事務所の設置準備	14
10	離島振興	14
11	大島の振興	15
12	歴代市長・副市長	16
13	広聴活動	17
14	公益通報	19
15	広報活動	20
16	シティプロモーション推進事業	23

1 総合計画

本市では、昭和48年に「高松市総合計画」を策定して以来、5次にわたる改定を経て、平成28年度からは、令和5年度を目標年次とする「第6次高松市総合計画」に基づき、総合的かつ計画的に各種施策、事業を推進してきた。

この間においても、人口減少、少子・超高齢社会の進行が、社会経済活動の縮小や活力ある地域社会の維持に大きな影響を及ぼしており、拡散した市街地の都市機能の維持、空き家の増加による住環境の悪化、担い手不足による地域コミュニティや産業の衰退など、様々な分野で弊害が生じている。

一方で、度重なる自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを背景に、先が見通せない社会情勢の中、人々の暮らしはこれまで以上に不安定なものになっており、人々の安全・安心な社会への関心を高め、ライフスタイルや価値観を大きく変容させた。

また、高度情報化社会の急速な進展によるデジタル技術を活用したまちづくりの重要性の高まりや脱炭素・グリーンインフラに対する人々の意識の変化、産業構造や働き方の多様化など、行政を取り巻く環境は、これまでにないスピードで変化している。

このような複雑化・高度化する地域課題、行政課題に的確に対応し、市民一人一人が自分らしく、心豊かな暮らしを実感でき、また、将来世代にも責任の持てる持続可能なまちづくりを着実に推進するため、新たな目標と発展の方向性を定め、新しいまちづくりと市政運営の基本方針として、第7次高松市総合計画を策定（基本構想の議決は5年12月定例会）し、6年4月からは、市民と行政が協働しながら、この計画に基づく施策・事業の積極的かつ効果的な展開を図っている。

計画の名称	計画期間	目指すべき都市像
高松市総合計画	昭和48年度～60年度	平和と健康と教育の新しいふるさと高松
第2次高松市総合計画	昭和56年度～平成2年度	平和と健康と教育の新しいふるさと高松
第3次高松市総合計画	平成元年度～12年度	やさしさと豊かさ、そして活力のある瀬戸の都・高松
新・高松市総合計画 (たかまつ・21世紀プラン)	平成12年度～23年度	笑顔あふれる 人にやさしいまち・高松
第5次高松市総合計画 「新生たかまつ 人・まち輝き ビジョン」	平成20年度～27年度	文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松
第6次高松市総合計画	平成28年度～令和5年度	活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松
第7次高松市総合計画	令和6年度～13年度	人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松

(1) 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想（たかまつ未来ビジョン）」及び「実施計画（高松まちづくりプラン）」で構成する。

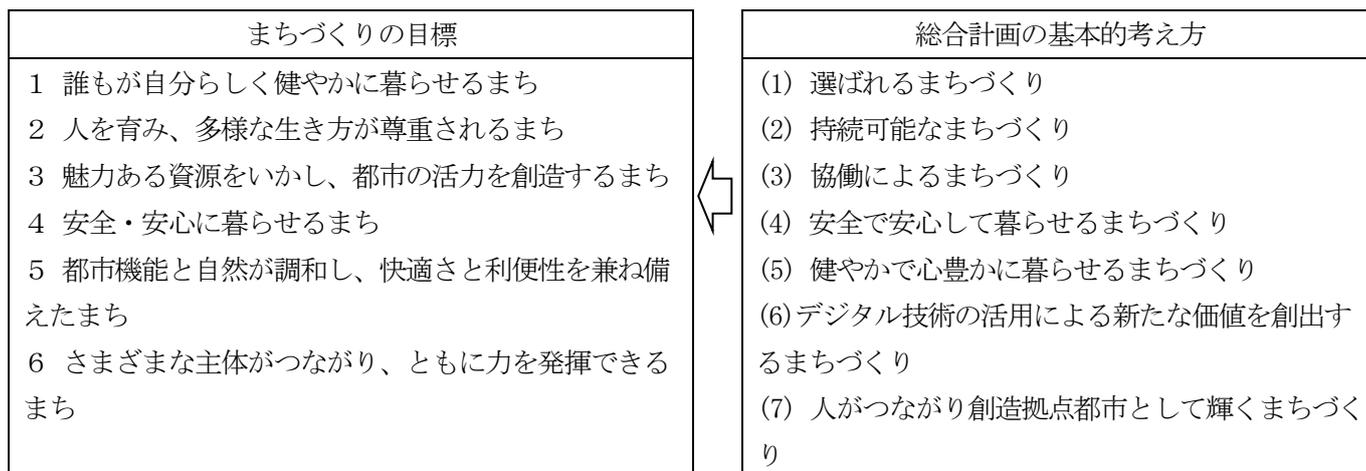
基本構想 (たかまつ未来ビジョン)	30年後、50年後の将来を見据えた長期的な展望の下、本市が目指す都市像とまちづくりの目標を示し、市民・地域コミュニティ協議会・事業者等、本市に関わる全ての主体とまちづくりの方向性を共有する、市政運営の指針
実施計画 (高松まちづくりプラン)	まちづくりの目標達成に向けて、課題を解決するための施策の取組方針や重点的・戦略的に推進する主要事業等について定める短期的な実施計画で、毎年度の施策や事業の取組指針

(2) 基本構想

目標年次 令和13年度

目指すべき都市像

人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松



高松市を取り巻く状況
<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子・超高齢化の更なる進行 ・東京圏への人口一極集中 ・デジタル化の進展 ・脱炭素社会への転換と「グリーンインフラ」への関心の高まり ・景気低迷の長期化と雇用環境の変化 ・地域課題解決に向けた手法や担い手の多様化 ・地域における防災機能の強化への要請

(3) 実施計画「高松まちづくりプラン」は、基本構想「たかまつ未来ビジョン」に定めた目指すべき都市像「人がつどい 未来に躍動する 世界都市・高松」と、まちづくりの目標を実現するために掲げた43の施策を重点的・戦略的に推進するため、向こう3年間に実施する取組方針や主要事業等を示している。

また、総合計画に掲げる目標達成に向け、本プランを毎年度の施策や事業の取組指針として、総合的で計画的な市政運営とまちづくりを推進する。

ア 期間

社会情勢の変化や国・香川県等の動向、市民ニーズ、事業進捗を的確に把握し、基本構想の期間（8年間）を4期に分け、2年ごとに見直しを行うローリング方式とし、第4期まで計画を策定する。

第1期 令和6年度～8年度 （3年間） 第2期 令和8年度～10年度 （3年間）

第3期 令和10年度～12年度 （3年間） 第4期 令和12年度～13年度 （2年間）

イ 重点取組対象事業

令和6年度から8年度までを計画期間とする第1期プランにおいて、基本構想に掲げるまちづくりの目標の着実な実現に向け、重点的・戦略的に推進する事業を「重点取組対象事業」として実施する。

ウ まちづくりの目標別の主な重点取組対象事業

(ア) 誰もが自分らしく健やかに暮らせるまち（9事業）

- ・妊娠期から子育て世代包括支援事業
- ・ヤングケアラー支援事業
- ・ほっとかんまち高松づくり事業（高松型地域共生社会構築事業）
- ・共助の基盤づくり事業

(イ) 人を育み、多様な生き方が尊重されるまち（7事業）

- ・子どものシビックプライド醸成事業
- ・部活動の地域移行推進事業
- ・小・中学校体育館空調設備設置事業
- ・サンクリスタル高松リニューアル事業

(ウ) 魅力ある資源をいかし、都市の活力を創造するまち（18事業）

- ・中小企業等成長促進事業
- ・農福連携推進事業
- ・シティプロモーション推進事業
- ・温泉をいかした塩江地域の観光振興事業

(エ) 安全・安心に暮らせるまち（9事業）

- ・盛土安全対策事業
- ・空き家等対策事業
- ・民間活力の導入による中央公園再整備事業
- ・下水道管きょ維持管理等事業

(オ) 都市機能と自然が調和し、快適さと利便性を兼ね備えたまち（11事業）

- ・地理空間データ基盤整備事業
- ・ウォーカーブルシティ推進事業

- ・地域公共交通再編事業
- ・脱炭素化推進事業

(カ) さまざまな主体がつながり、ともに力を発揮できるまち（6事業）

- ・自治会再生支援事業
- ・地域まちづくり活性化支援事業
- ・スマートシティたかまつ推進事業
- ・自治体DX推進事業

(4) 総合計画策定経過

策定に当たっては、令和3年度に次期総合計画基礎調査、市民等意識調査を実施した。

また、4年度は、総合計画策定方針を策定するとともに、若い世代との意見交換会（たかまつFLAT Meeting）や、市議会議員との意見交換会等を開催し、骨子を取りまとめた。

さらに、5年度は、基本構想案を作成し、パブリック・コメントや市民と市長の意見交換会（まちづくりタウンミーティング）等での市民の意見を反映させたほか、5回にわたり開催した総合計画審議会において基本構想案に関する答申が決定され、その後、基本構想の市議会への提案（12月定例会）を行った。

(5) 総合計画と総合戦略の一体化

本市では、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づき、人口減少の克服と地域活力の向上に向け、令和2（2020）年に第2期「たかまつ創生総合戦略」を策定したが、今後、人口減少対策と地域活性化を図る取組は、まちづくり全体を考える上で欠かすことのできないものであるため、「たかまつ創生総合戦略」の考え方や要素を盛り込み、一体的に推進する。

(6) 総合計画の啓発

市ホームページで公表したほか、デジタルブックや概要版を作成し、総合計画の啓発を行っている。

(7) 市民満足度調査

総合計画の適切な進行管理を行うとともに、市民の声を市政に反映させるため、基本構想で定めている施策について、毎年度、市民満足度調査を実施し、調査結果を実施計画の見直しなどに活用している。令和6年1月に、無作為抽出した18歳以上の市民2,500人を対象として実施した調査では、909人（回収率36.4%）から回答があった。施策全体の満足度は29.5%（前年度比+2.6ポイント）不満足度は17.6%（前年度比▲0.2ポイント）で、第6次総合計画の計画期間中に実施した調査において、最も高い結果となった。

(8) 行政評価システムの再構築

総合計画に掲げる政策・施策を実現するため、施策・事務事業をよりの確に検証し、事務事業の見直し的手段として積極的に活用できるよう、第7次総合計画の策定に合わせて、行政評価システムを再構築した。

2 総合企画

(1) 自治推進事業

ア 高松市自治基本条例制定事業

地方分権時代に的確に対応し、市民本位の市政運営を明らかにするとともに、市民を主体とする自治を実現するため、自治の基本理念や自治運営の基本原則などを定めた高松市自治基本条例を、市制施行120周年記念日である平成22年2月15日に施行した。

(7) 高松市自治基本条例を考える市民委員会

高松市自治基本条例（仮称）制定に当たり、制定段階から市民が参画し、市民自らが主体的に条例に盛り込む内容を検討していく場として、平成20年2月、公募委員7名を含む19名の委員で構成する「高松市自治基本条例を考える市民委員会」を設置し、20年10月までの間、会議を15回開催した。20年11月4日、「高松市自治基本条例（仮称）に関する提言書」が市長に提出された。

(イ) 高松市自治基本条例制定委員会

「高松市自治基本条例を考える市民委員会」の提言を基に条例素案を作成するため、平成20年12月、学識経験者など12人の委員で構成する「高松市自治基本条例制定委員会」を設置し、会議を10回開催して条例素案について協議を行い、21年9月25日、同委員会から「高松市自治基本条例素案報告書」が市長に提出された。

イ 高松市自治基本条例の検証等

高松市自治基本条例の自治の基本原則（情報共有、参画、協働）に基づく、自治運営の状況を把握し検証するため、学識経験者や公募などの委員で構成する「高松市自治推進審議会」を設置している。

また、自治の推進に向け、市民向けの逐条解説や職員向けの手引を作成し、周知啓発を行った。

(2) 大学等との連携

本市における学術・文化及び科学技術の進展並びに産業振興に寄与するため、「国立大学法人香川大学と高松市との連携協力に関する協定」を締結し、本市の政策課題等について幅広く意見交換を行い、連携・協力の具体的方策等について協議する香川大学・高松市連絡協議会を開催するなど、多分野、多面的な連携を推進している。

また、毎年、市長と学長・校長との懇談会を開催し、大学等との連携協力を推進することにより、個性豊かな地域社会の形成と地域の課題解決を図り、地域のさらなる発展を目指している。

これまでの連携協力に関する協定締結状況

協定締結日	協定締結先
平成20年6月5日	国立大学法人香川大学
21年2月17日	独立行政法人国立高等専門学校機構高松工業高等専門学校（現香川高等専門学校）
21年5月29日	高松大学・高松短期大学
22年11月16日	四国学院大学
26年2月6日	徳島文理大学
令和2年12月1日	学校法人穴吹学園
3年8月3日	香川短期大学

また、令和3年度末には、「大学・地域共創プラットフォーム香川」が設立され、県内大学等、県や市町、各種経済団体が参画し、大学等を基点に、産学官のネットワークの形成、地域社会を支える人材の育成と定着、地域を支える人材が活躍する場を形成するための議論と実践を行っている。

(3) 地域再生計画・構造改革特区・総合特区

これからの都市づくりにおいては、新しい時代に適合した都市へと変化させていく都市の再生・地域の再生が大きなテーマであり、このような中で、地域再生構想、構造改革特区及び総合特区などの制度を有効に活用し、都市の再生等に取り組んでいる。

ア 地域再生計画

地域再生とは、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出等を総合的かつ効果的に推進するため、自主的かつ自立的な取組を国が支援するもの。

認定日	計画内容
平成16年 6月21日	太田第2土地区画整理地区を中心に都市整備を図る「新都市拠点創成計画」
	古高松地区における地域コミュニティ活性化に向けた「地域コミュニティ活性化プロジェクト」
	合併前の牟礼町において、住民が自治の主役として行政と一体となって地域活性化を目指す牟礼町まちづくり計画
19年 3月30日	塩江町において、市道・林道の効果的な整備を行うことにより、集落間のアクセスを改善し、地域の交通ネットワークの構築を図る「心と体のリフレッシュの舞台となるオアシスゾーンを目指して」
29年 3月28日	「こども未来館わくわく体験事業」「高松産ごじまん品6次産業化等支援事業」「サンポート高松トライアスロン大会開催事業」に、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を活用
29年 5月30日	「高松盆栽の郷」構想を中心とした盆栽と花き文化の振興計画」「たかまつ移住応援隊」を軸とした事業展開による移住促進」に、地方創生推進交付金を活用
30年 8月31日	「共生社会ホストタウン登録を契機としたユニバーサルデザインのまちづくり推進事業」に、地方創生推進交付金を活用
令和2年 3月30日	「スポーツを資源とした地域活性化のための屋島レクザムフィールド機能強化事業」に、地方創生拠点整備交付金を活用
	「若者から選ばれるまちたかまつ」移住・定住促進」に、地方創生推進交付金を活用
3年 3月30日	「文化と芸術が織りなす活力あるみなとづくり計画」（香川県と共同で認定申請）に、地方創生港整備推進交付金を活用
5年 3月30日	「東京圏UJターン就職等推進事業及び起業等スタートアップ支援事業」（香川県等と共同で認定申請）に、地方創生推進タイプを活用
	「フリーアドレスシティたかまつ【FACT】～放課後FACTory」に、地方創生推進タイプを活用
6年 3月28日	「水と森は、ひとつに」環境と経済の持続可能な発展を両立する広域中間支援組織を軸とした“地域循環共生圏”の実現」（高知県土佐町等と共同で認定申請）に、地方創生推進タイプを活用

なお、令和元年12月20日に、「令和2年度税制改正の大綱」の閣議決定が行われ、企業版ふるさと納税の活用に必要な地域再生計画について、これまでの「個別の事業ごとの認定」から「包括的な認定」へと変更となったことを受け、2年3月31日に2期目となる「たかまつ創生総合戦略推進計画」、6年3月29日にデジタル田園都市国家構想の実現に向けた「たかまつ創生総合戦略推進計画」が地域再生計画として認定された。これにより、企業版ふるさと納税を活用し、3年度に1事業を、4年度に5事業、5年度に12事業を実施した。

イ 構造改革特区

構造改革特区とは、民間事業者や地方公共団体の自発的な発案により、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特区を設けて、構造改革を進めていくものであり、本市では、基本情報技術者試験の一部を免除することのできる講座開設事業「おいでまい高松IT特区」が認定されていたほか、平成18年9月に新設統合第一小・中学校（仮称）の小中一貫教育に伴う「高松市小中一貫教育特区」の認定申請を内閣府に提出し、18年11月16日に認定されている。

さらに、28年9月には、塩江町どぶろく特区の認定申請を内閣府に提出し、28年11月29日に認定されている。

なお、20年4月1日から、「高松市小中一貫教育特区」による特例措置が、22年10月1日から、「おいでまい高松IT特区」による特例措置がそれぞれ全国展開された。

(4) たかまつ人口ビジョン

本市の人口動態や社会構造の変化を踏まえ、令和2年3月に「たかまつ人口ビジョン令和元年度改訂版」を策定し、目指すべき人口の将来展望として、令和42年に38万人程度を目指すこととしている。

(5) プラチナ社会の推進

プラチナ構想ネットワークは「エコロジーで、資源の心配がなく、老若男女が全員参加し、心もモノも豊かで自己実現が目指せる、雇用がある社会」をプラチナ社会と定義し、プラチナ構想の実現に向け、自治体の意欲的取組や政策課題の解決策を広く社会に発信することを目的としており、本市は平成28年度から同ネットワークに加入している。

なお、令和4年4月、プラチナ構想ネットワークは一般社団法人に移行し、今後はプラチナ理念を具現化する先導的な社会モデルの構築やその横展開を図る「社会実装活動」に取り組んでいる。

3 市町合併

(1) 合併までの経緯

近隣町との合併協議については、平成14年5月に、高松市から近隣10町に対し、合併の検討を呼びかけ、その後、15年6月に塩江町との合併協議会を設置、以来、15年9月に香川町、12月に国分寺町、16年2月に牟礼町、香南町、そして6月には庵治町と、それぞれの合併協議会を順次設置し、協議を進めた。

このうち、塩江町とは16年12月に、また、香川町、国分寺町、香南町、庵治町とは、17年3月に、それぞれの市町議会で、合併関係議案が可決された。

また、牟礼町については、17年3月の牟礼町議会で、合併関係議案が、2度にわたり否決されたが、同年4月の町長選挙を経て、同年7月に合併新法に基づく合併協議会を改めて設置、協議を進め、同年9月の市町議会で、合併関係議案が可決された。

その後、県知事への廃置分合申請、県議会の議決、総務大臣の告示などの法的手続きを経て、17年9月26日に塩江町と、18年1月10日に、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町と合併した。

(2) 合併における人口・世帯数等

		人口 (人)	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)
新・高松市		422,410人 (全県比率41.2%)	375.09km ² (全県比率20.1%)	172,104世帯 (全県比率43.3%)
合併前	高松市	335,259	194.34	139,732
	塩江町	3,523	80.10	1,309
	香川町	24,880	27.33	8,755
	国分寺町	24,789	26.25	8,685
	香南町	8,020	14.72	2,598
	庵治町	6,465	15.83	2,010
	牟礼町	18,277	16.48	6,528

※ 人口と世帯数は、平成18年3月31日現在・合併前の人口と世帯数は、17年3月31日現在
面積は、18年10月1日現在・合併前の面積は、16年10月1日現在

(3) 建設計画（牟礼地区は合併基本計画）

ア 計画作成の趣旨

高松市と6町の合併に伴う新しいまちづくりのための基本方針を定めるとともに、この基本方針に基づく建設計画（合併基本計画）を作成し、その実現を図ることにより、高松市と合併町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もって地域住民の福祉の向上と地域の均衡ある発展を図る。

イ 地域別まちづくりにおける合併町の位置づけ、役割及び機能

地域	位置づけ	役割と機能
塩江町地域	心と体のリフレッシュの舞台となるオアシスゾーン	① 自然と共生した安らぎ機能 ② 温泉と自然を生かした交流機能 ③ 暮らしの支援機能
香川町地域	潤いのある田園型生活文化を発信する交流ゾーン	① 高松市南部の要としての拠点機能 ② 質の高い生活文化の創造と身近な学習・交流機能 ③ 暮らしの支援機能
国分寺町地域	歴史と文化が調和し、コミュニティー文化を創造する生活交流ゾーン	① 新たなコミュニティー文化創造機能 ② 暮らしの支援と交流機能 ③ 西の玄関機能
香南町地域	田園環境と空港を生かした快適生活、新産業創造交流ゾーン	① 自然を生かした快適生活創造機能 ② 「四国の空の玄関」機能 ③ 暮らしの支援、交流機能
庵治町地域	豊かな自然と特徴ある地域産業を生かし、創造的生活を育てる海の交流拠点ゾーン	① 瀬戸内海を活用した交流拠点機能 ② 地域の活力を育てる文化・芸術機能 ③ 自然と共生する安らぎ機能
牟礼町地域	海、花、緑、石が調和した、芸術・文化の香り高い快適な生活ゾーン	① 高松市東部の発展を牽引する拠点機能 ② 自然、歴史、芸術・文化を生かした広域交流機能 ③ 都市の魅力を高め、地域の活力を育てる芸術・文化機能

ウ 計画の期間

まちづくりの基本方針は、将来の都市づくりの方向性を展望した長期的視野に立つものとし、施策・事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、平成17年度（合併の日）から27年度までとしている。

たが、合併特例債延長法の施行に伴い、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたため、その活用を図るべく建設計画等の期間のみを5年間延長した。

その後、旧合併特例法に基づく合併特例債の活用がさらに5年間延長できることになり、令和2年9月、牟礼町を除く5町の計画期間を7年度まで再延長し、財政計画の見直しを行った。

エ その他

地域審議会の設置期間が終了した令和3年度からは、地域コミュニティ協議会に協議の場を移し、建設計画の残る事業等について地域住民の意見や要望等をお聞きしながら、それぞれの地域の特性を生かした持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

4 中核市

国の地方分権推進の具体的方策の一つとして、一定の規模・能力を有する市について、政令指定都市に準じた事務権限を県から移譲する中核市制度が平成7年4月1日に施行された。本市としても、中核市への移行は、環瀬戸内海圏の中核都市として飛躍・発展していくための重要な契機であることから、移行に向けた取組を積極的に進め、10年10月には、中核市の指定に関する政令が公布され、11年4月1日に中核市に移行した。本市では、中核市で組織する中核市市長会に加入し、同会の活動を通じて、事務権限の拡充や財源の確保など地方分権推進のための事業活動を展開している。

(1) 事業活動

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ア 中核市市長会総会への参加 | イ 総務大臣と中核市市長との懇談会への参加 |
| ウ 中核市サミットへの参加 | エ 中核市行財政に係る課題の調査研究・研修会等への参加 |
| オ 中核市相互間における情報交換 | カ 国及び国会議員へ要望書の提出等 |

(2) 中核市市長会の概要

中核市相互の緊密な連携の下に、中核市行財政の円滑な運営及び進展を図り、地方分権の推進に資することを目的に、平成8年5月27日に中核市の市長で構成する中核市連絡会が設立された。その後、中核市の市長をもって組織する団体であることを明確に表現するため、17年11月10日に中核市連絡会から中核市市長会に名称を変更した。

また、中核市市長会の内部組織として、18年度から、国や関係機関等に対して提案や意見表明を行えるよう、プロジェクトを設置して調査・研究を進めることとしており、令和5年度は、①公民連携の在り方検討プロジェクト、②子育て支援施策の検討プロジェクト、③デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組検討プロジェクトが設置され、本市は、公民連携の在り方検討プロジェクトに参加した。

平成26年11月に、中核市に共通する課題等について協議・意見交換を行い、情報共有・発信を目的として、毎年開催している「中核市サミット」を本市で開催した。

5 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏

本市では、平成22年度から、国の「定住自立圏構想」に基づき、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町及び綾川町の2市5町とともに、香川県の人口・面積の約6割を占める「瀬戸・高松広域定住自立圏」を形成し、圏域住民の生活関連機能サービスの向上に資する施策・事業に取り組んできた。

また、28年度からは、人口減少、少子・超高齢社会にあっても、経済を持続可能なものとし、より住民が安心して暮らしを営んでいけるようにするため、地域経済の成長分野などの取組をさらに充実させ、国が進める新たな広域連携制度である「連携中枢都市圏」へ移行し、その取組を進めている。

「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」の形成に当たっては、27年9月に高松市議会定例会において市長が連

携中核都市宣言を行ったほか、各市町の12月議会において「瀬戸・高松広域連携中核都市圏形成に係る連携協約」についての議決を受け、28年2月16日には合同調印式を開催し、本市を中心に各連携市町と「1対1」の連携協約を締結した。

また、圏域構成自治体の首長及び議長で構成する「瀬戸・高松広域連携中核都市圏推進委員会」及び学識経験者や各取組分野の関係者で構成する「瀬戸・高松広域連携中核都市圏ビジョン（仮称）策定懇談会」での協議を経て、圏域の中長期的な将来像と連携協約に基づき推進する具体的取組を示す、「瀬戸・高松広域連携中核都市圏ビジョン（平成28年度～令和5年度）」に基づき連携して取り組んできた。

令和6年3月末には、6年度から10年度を計画期間とする「第2期瀬戸・高松広域連携中核都市圏ビジョン」を策定し、圏域の目指すべき将来像として、「しま、まち、さとがつながり 未来に躍動する 瀬戸・高松交流圏域」を定めている。

この計画では、計画期間の最終年度となる10年の人口目標を56万人程度に設定するとともに、この将来像及び人口目標を実現すべく、3市5町が連携して実施する事業として、6年度は、「圏域全体の経済成長のけん引」分野で8事業、「高次の都市機能の集積・強化」分野で5事業、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」分野で48事業の合計61事業を掲載している。

◆連携協約に基づき推進する具体的取組

○は、連携する取組を示す。

連携協約項目		事業（取組）名	連携する市町						
			さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町
1 圏域全体の経済成長のけん引	ア 産学金官民一体となった懇談会の設置・運営等、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった懇談会の設置・運営等事業	○	○	○	○	○	○	○
	イ 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	中小企業経営力強化事業			○	○			
	ウ 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	ふるさと納税に係る共通返礼品の検討事業	○	○	○	○	○	○	○
	エ 戦略的な観光施策	誘客拡大に向けたプロモーション推進事業	○	○	○	○	○	○	○
		MICE振興を通じた圏域経済の活性化事業	○	○	○	○	○	○	○
		デリバリーアーツ事業	○	○	○				○
		文化芸術鑑賞等の機会の提供事業	○	○	○	○	○	○	○
	たかまつユニバーサルデザインマップ活用事業	○	○	○	○	○	○	○	
2 高次の都市機能の集積・強化	ア 高度な医療サービスの提供	医療人材の確保・育成事業					○		
		医療職員の交流等事業	○		○	○	○		○
	イ 高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	ICカード等を利用した公共交通利用促進事業	○		○	○	○		○
	ウ 高等教育・研究開発の環境整備	産学官連携を通じた、高等教育・研究開発充実のための環境整備事業	○	○	○	○	○	○	○
エ その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	データ利活用型スマートシティ推進事業	○	○	○	○	○	○	○	

連携協約項目		事業（取組）名	連携する市町								
			さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町		
3 圏域 全体の生活 関連機能サ ービスの向 上 3 圏域 全体の生活 関連機能サ ービスの向 上	ア 生活 機能の強 化に係る 政策分野 ア 生活 機能の強 化に係る 政策分野	(フ) 地域医療	高松市立病院運営事業			○	○	○	○	○	○
			救急医療体制の確保事業					○	○	○	
			救急艇の活用事業			○	○		○		
			遠隔医療ネットワークを使った連携 事業	○		○	○	○			○
			「地域包括ケア病棟」運用事業	○		○	○	○			○
			がん検診の広域利用事業							○	
		(イ) 介護	地域密着型サービス（認知症対応型共 同生活介護）広域利用事業							○	
			在宅医療・介護連携推進事業					○	○		
			地域包括支援センター運営事業	○	○	○	○	○	○	○	○
			介護認定審査会事業					○	○	○	
		(ロ) 福祉	自立支援協議会運営事業					○	○		
			障害支援区分等審査会業務の連携事 業					○	○	○	
			ファミリー・サポート・センター事業	○	○			○			○
		(エ) 教育・文化・ スポーツ	移動図書館巡回事業							○	
			読書推進ボランティア養成事業	○	○	○	○	○	○	○	○
			帰国児童等支援事業					○			○
			特別支援教育推進連携事業			○	○	○			○
			こども未来館学習体験事業	○		○	○	○	○	○	○
			史跡・遺跡の調査研究及びその成果の 発信事業	○	○	○	○				○
			中学校総合体育大会等の連携事業					○	○		
		(オ) 土地利用	地域密着型トップスポーツチームの 試合観戦機会等の提供事業	○	○	○	○	○	○	○	○
			土地利用施策の広域的な連携・推進事 業					○			○
		(カ) 地域振興	獣害対策事業					○			
			生涯学習推進事業			○	○				
			男女共同参画センター学習研修事業	○		○	○				○
		(キ) 災害対策	災害時相互応援事業	○	○	○	○	○	○	○	○
			香川県消防相互応援事業	○	○	○	○	○	○	○	○
			高松空港及びその周辺における消火救 難活動事業					○			○
			消防業務の広域化事業						○		○
			地域防災対策事業	○	○	○	○	○	○	○	○
		(ク) 環境	一般廃棄物の処理・処分事業								○
			し尿処理事業					○			○
			環境学習等推進事業	○	○	○	○	○	○	○	○
			環境負荷の少ない自動車の普及促進 事業	○	○	○	○	○	○	○	○
			小型家電等リサイクル推進事業	○	○	○	○	○	○	○	○

連携協約項目		事業（取組）名	連携する市町							
			さぬき市	東かがわ市	土庄町	小豆島町	三木町	直島町	綾川町	
3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上	イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	(ア)地域公共交通	地域公共交通再編事業	○	○			○		○
		(イ)ICTインフラ整備	ビジネスチャットツールを活用した情報共有等の促進事業	○	○	○	○	○	○	○
			放課後FACT-ory～「こどもの学びを地域で支える」を循環させる地域学習プラットフォームサービス～の推進事業	○	○	○	○	○	○	○
			【再掲】データ利活用型スマートシティ推進事業	○	○	○	○	○	○	○
		(ウ)道路等の交通インフラの整備・維持	橋りょう改築修繕事業	○	○	○	○	○	○	○
			道路新設改良事業	○		○		○		○
			広域航空写真地図データ整備事業	○	○	○	○	○	○	○
		(エ)地域の生産者や消費者等の連携による地産地消	ブランド農産物育成支援事業	○	○	○				○
		(オ)地域内外の住民との交流・移住促進	MICE参加者への情報発信を通じた大都市圏住民との交流の促進事業	○	○	○	○	○	○	○
			「アグリ・スマートシティ」実証実験プロジェクト							○
			移住・交流促進事業	○	○	○	○	○	○	○
	(カ)その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携	公共施設等の共同利用整備事業	○	○	○	○	○	○	○	
ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	人材育成事業、合同研修等の実施事業	○	○	○	○	○	○	○		

6 サポート高松北側街区の利活用

(1) 過去の経緯

サポート高松北側街区は、当初の構想では高度な都市機能が集積する新しい都市核の形成を図る区域等として位置づけられていたが、長期にわたり経済が低迷する中、サポート高松北側街区利活用検討報告書(平成23年度)やサポート高松北側街区利活用アイデア・デザインコンペ(26年)を経て、大規模な建物建設ではなく、海に面した景観を生かした緑豊かな空間として活用する方針を取りまとめ、イベント広場等として暫定的に利用し、シーフロントエリアのにぎわい創出と来街者への憩い・安らぎ空間を提供してきた。

(2) 新県立体育館整備方針を受けた本市の取組

平成28年11月28日の県議会本会議において、香川県立アリーナ（新県立体育館）をサポート高松に建設する方向で進める方針が発表され、本市がMICE振興や中心市街地の活性化を進める上で、香川県立アリーナは、本市のまちづくり方針に合致するとともに、地域活性化に寄与するため、土地開発公社が所有するサポート高松A1街区等を香川県に無償で貸与することを決定した。

これにより、平成30年度から当該土地に敷設されている下水道管・電線共同溝・道路舗装等の撤去・移設工事に取りかかり、令和3年3月に香川県と土地使用貸借契約を締結後、3年4月から県に貸与している。

今後、香川県立アリーナ整備及び周辺関連事業に伴う様々な課題の解決を図りながら、早期の完成を目指し、香川県をはじめ、関係機関と連携強化を図り、適切に対応していく。

7 政策コンテストの開催

本市の将来を支える若者のアイデアを本市の政策に取り入れるとともに、若者が理想とするまちづくりを予算まで含めた政策として考えることにより、地元への理解を深めることを目的として、平成29年度から開催している。

年度	元	2	3	4	5
参加チーム数	9	—	—	9	7

※ 令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を中止

8 移住・定住の促進

人口減少、少子・超高齢社会に対応するため、香川県、近隣市町をはじめ、各種関係機関、市民、NPO、民間事業者等との連携を図りながら、若者から選ばれ、移り住みたいと思える地域づくりを推進するとともに、本市の魅力を実効的・効率的に情報発信することなどにより、移住・定住の促進に取り組んでいる。

その取組を効果的かつ戦略的に展開するため、平成29年3月に「高松市移住・定住促進方策について」を取りまとめ、さらに、30年4月には、実効性のある、本市ならではの移住・定住促進施策の戦略的な展開を図っていくため、政策課内に移住・定住促進室を新設した。

令和5年3月には、テレワークの普及を背景とする多様な働き方の広がりや人の流れの変化等、急激な社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、「高松市移住・定住促進方策について」を見直し、今後の取組の指針となる「たかまつライフ促進プラン」を策定した。

6年度からは、6年4月施行の「第7次高松市総合計画」に基づき、5年度までの「移住・定住促進」を、「移住促進」「定住促進」「関係人口創出・拡大」の3事業に見直すとともに、移住・定住促進室を地域活力推進室に名称変更して業務を拡大するなど、各種施策の更なる展開を図っていく。

(1) 香川県移住・定住推進協議会

平成22年3月に、香川県及び県内市町により構成される「香川県移住・交流推進協議会（現在の「香川県移住・定住推進協議会）」が設立された。

同協議会では、大都市圏で開かれる移住フェアに参加し、本市のプロモーションをはじめ、移住相談や住まい相談など、幅広く情報発信をしているほか、同協議会独自の取組として、県内外市町の先進的な取組の紹介、国等の支援メニューに関する情報共有を行っている。

(2) たかまつ移住応援隊

平成29年度に、市民の方をはじめ、地域コミュニティ協議会や企業等からなる「たかまつ移住応援隊」を発足し、インターネットやSNS等を活用して、本市で暮らすことの魅力のほか、移住者の関心が高い仕事や住まいなど、市民目線での情報を発信するとともに、移住に関する相談対応などを行っている。

◆たかまつ移住応援隊の登録状況

(6.6.1現在)

リーダー	サポーター				
	市民	専門			
		地域	子育て	住まい	仕事
3人	41人	7地域	4団体	2団体	49団体

(3) プロモーションの強化

引き続き、本市の移住ポータルサイト「高松市移住ナビ」を活用するとともに、全面改訂した移住希望者向けパンフレット「たかまつ移住ライフ」を市内の宿泊施設等に配布するなど、本市の魅力や住みやすさなどの情報を発信したほか、本市や周辺市町への移住希望者を対象に、オンラインによる「瀬戸・たかまつUターンセミナー」などを実施した。

◆本市における移住者数及び移住相談件数

年	元	2	3	4	5
移住者数（人）	534	758	574	617	679
移住相談件数（件）	651	386	627	801	658

(4) 移住者への支援

本市への移住・定住を促進することにより、地域の活性化を図るため、東京圏から本市に移住してきた方を対象に、就業または起業等をした場合、引っ越し代など、移住に要する費用を支給する移住支援補助金制度を実施している。

また、「瀬戸・高松広域連携中枢都市圏」の取組として、平成30年度に、東京都内に移住や就職に関する相談窓口「瀬戸・たかまつ移住&キャリアサポートセンター」を設置し、移住アドバイザーによる移住相談や市内企業の求人情報の提供等を行うほか、県内出身者の多い大学を訪問し、地元就職に向けたセミナー開催の周知を行うなど、本市への移住や、Uターン就職の促進に取り組んでいる。

令和5年度においては、テレワークの普及に伴う新たな働き方に対応する「テレワーク移住補助金」の創設や、大都市圏を中心に、本市に関心を持ち、多様に関わる、いわゆる「高松ファン」が集まる「オンライン高松ファンコミュニティ」を設置したほか、本市出身の若年層の地元就職等を促進ため、「奨学金等返還支援」を創設するなど、社会情勢の変化等を踏まえた、新たな事業を展開した。

6年度については、東京事務所の開設に伴い、「瀬戸・たかまつ移住&キャリアサポートセンター」を廃止し、オンライン移住相談の常設化するなど、新たな取組を行う。

9 高松市東京事務所の設置準備

東京圏におけるシティプロモーションと官民連携の推進体制の強化に向けて、高松市東京事務所設置を目指し、都内コワーキングスペースを試行的に利用しながら、東京事務所の設置場所を検討した結果、令和6年4月1日からWeWork丸の内北口に高松市東京事務所を開設することを決定した。

また、関係課が連携しながら、他自治体東京事務所と共同で東京圏でのイベントにおいて、本市PRブースを出展するとともに、様々な分野で活躍している本市出身の東京圏在住者と日常的な交流を行い、人的ネットワークを構築した。

10 離島振興

女木島、男木島の振興については、香川県が策定している離島振興計画において、直島諸島地域振興計画の中で位置付けており、令和5年度から14年度までの第8次計画では、平成22年度から開催されている瀬戸内国際芸術祭を契機とした交流人口の増加を継続しながら、道路、港湾、漁港、農道等基盤施設の整備を促進するとともに、航路・島内交通等による交通利便性を確保することにより、各島の定住促進や産業の活性化に努めることとしている。

その一環として、各島において救急患者が発生し、船舶を借り上げ輸送した場合に、その輸送費を補助

することにより、離島住民及び離島を訪れる人の負担を軽減し、離島住民等の福祉の向上を図っている。

11 大島の振興

大島は、現在、国立療養所大島青松園の入所者や職員など、関係者のみが居住している状況であり、将来的には、居住する者がいなくなることが懸念されている。

このことから、本市では、大島における将来にわたる振興に向け、これまでのハンセン病療養所の歴史を後世に伝えるとともに、瀬戸内国際芸術祭を契機として生まれた、芸術関係者など、島外の人々との交流の継続・拡大や、島の景観等を生かした活性化などの方策を検討するため、入所者や有識者等で構成する「大島の在り方を考える会」を、平成25年7月に設置し、6回にわたる検討・議論のほか、入所者との意見交換会を行うとともに、市民からのアンケート調査結果などを踏まえ、大島振興方策を、26年11月に策定した。

そして、大島振興方策に示された「歴史の伝承」と「交流・定住の促進」の方向性に基づき、方策に掲げた施策・事業に取り組んでおり、パネル展や講演会・現地学習会を開催し、ハンセン病についての正しい知識と差別や偏見をなくすための人権学習を推進し、あらゆる階層への周知啓発に努めている。

また、第8次香川県離島振興計画では、大島地域振興計画を策定し、交通の確保や生活環境の整備、文化芸術の振興等に取り組むこととしている。

12 歴代市長・副市長

(1) 市長



大西 秀人

歴代市長

氏名	就任年月	氏名	就任年月
赤松 渡	明治 23. 5	石原 留吉	大正 13. 9
小田 知周	29. 5	松原 権四郎	昭和 4. 1
鈴木 幾次郎	41. 5	富家 政市	9. 5
逸見 常太郎	大正 3. 6	鈴木 義伸	17. 7
藤本 充安	6. 2	國東 照太	21. 3
大野 緑一郎	8. 3	三宅 徳三郎	42. 5
(職務管掌)		脇 信男	46. 5
坂田 幹太	8. 5	増田 昌三	平成 7. 5
佐野 久宣	9. 10	大西 秀人	19. 5

(2) 副市長



加藤 昭彦



中林 大典

歴代副市長 (助役)

氏名	就任年月	氏名	就任年月
大内 義方	明治 23. 5	山口 武男	昭和 37. 6
赤澤 二郎	27. 3	久保田 英一	40. 12
喜田 多七郎	28. 11	廣瀬 實	42. 3
佐野 久宣	41. 3	兵頭 強	48. 6
西村 半蔵	43. 12	鎌田 忠	55. 9
石原 眞事	大正 4. 3	矢野 輝男	55. 9
大柏 清三郎	8. 3	増田 昌三	平成 4. 9
(職務管掌)		井竿 辰夫	7. 9
佐野 久宣	8. 5	廣瀬 年久	8. 9
大柏 清三郎	9. 11	中村 榮治	17. 12
川口 丙三郎	昭和 9. 8	岡内 須美子	19. 5
林 平七	13. 8	金井 甲	19. 7
大山 省三	17. 8	岸本 泰三	22. 4
大西 林次	20. 2	勝又 正秀	23. 7
小林 茂吉	21. 4	加藤 昭彦	26. 4
中村 良三	22. 6	松下 雄介	27. 7
藤田 宗光	27. 6	田村 真一	令和元. 7
松浦 薫	33. 1	中林 大典	4. 7

※ 地方自治法の一部改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日から助役制度が副市長制度に変更になった。

※ 収入役

平成19年3月31日をもって
収入役制度は廃止された。

歴代収入役

氏名	就任年月	氏名	就任年月
喜田 多七郎	明治 23. 6	伏石 清美	昭和 52. 6
細谷 善臣	28. 11	森 民雄	56. 7
鈴木 政	31. 1	大屋敷 賢	平成 元. 7
松尾 健次郎	37. 3	井竿 辰夫	5. 7
吉田 正次郎	大正 5. 3	砂湖 和夫	7. 9
京極 粹吉	昭和 3. 9	藤澤 嘉昭	11. 9
鈴木 嘉平	27. 11	中村 榮治	15. 9
大須賀 寛	35. 12	氏部 隆	17. 12
三木 清	48. 6		

13 広聴活動

(1) 方針

- ア 市政に対する苦情・意見・要望を積極的に受け止め、行政に反映するとともに、広聴機能の充実に努める。
- イ 住民の自助・自立化を促進する知識・情報を提供し、あわせて日常生活上の紛争の予防と解決のため、法律その他専門相談窓口へ案内する。
- ウ 広聴結果を分析し、広聴統計の政策情報化を促進する。

(2) 事業

- ア 個別広聴（市民相談、市長への提言、ホームページご意見箱）
- イ 集会広聴（市政出前ふれあいトーク、市長まちかどトーク）
- ウ 調査広聴（パブリックコメント、アンケート結果公表）

(3) 事業の内容

ア 市民相談

(ア) 市政相談

市民と担当課を結ぶパイプ役として、市政についての意見・要望などを聴くとともに、市政に反映させる。

(イ) 一般相談

日常生活の中で生じる様々な問題について相談に応じ、市役所以外の行政または、関係機関へ案内する。

(ウ) 専門相談

市民の日常生活上の悩みごとや、紛争の予防と解決を図るため、関係機関の協力を得て、各種専門相談を実施し、市民が健康で明るい市民生活を営めるよう、市民サービスの向上に努める。

(単位：件)

相談種別	相談員	実施日時	元	2	3	4	5	
市政相談	広聴広報課職員	月～金曜日 8時30分～17時15分	4,448	3,801	3,796	2,691	2,010	
一般相談	広聴広報課職員	月～金曜日 8時30分～17時15分	2,186	1,969	2,114	2,011	2,005	
専門相談	人権相談	法務局職員 人権擁護委員	毎週月曜日 10時～15時	58	58	11	43	46
	弁護士法律 相談(予約 制)	弁護士	毎週火曜日 第1・3木曜日 第2・4土曜日 13時～16時	916	702	636	872	912
	司法書士法律 相談(予約 制)	司法書士	第2・4木曜日 13時～16時	228	139	117	155	217
	行政相談	行政評価支局職 員・行政相談委員	第1・2・3水曜 日 10時～15時	223	201	156	87	47
	市税相談	市税関係職員	第2金曜日 9時～16時	6	12	7	14	2
	戸籍相談	市民課職員	第3火曜日 9時～16時	6	14	2	9	1
	緑化相談	公園緑地課職員	第2・4火曜日 9時～16時	0	0	12	24	1
	行政書士相談	行政書士	第1・3金曜日 9時～12時	92	66	37	96	144
	社会保険 労務士相談	社会保険労務士	毎週火曜日 9時～12時	55	79	51	72	78
	民事・家事調 停手続相談	調停委員	第4金曜日 10時～15時	55	79	15	55	59
	土地家屋 調査士相談	土地家屋調査士	第1・3金曜日 13時～16時	42	44	55	59	73
合計			8,360	7,106	7,009	6,188	5,595	

イ 市長への提言

市民の意見・要望などを市政に反映させるため、手紙・ファックス・Eメール・ホームページ
提言フォームによる「市長への提言」を受け付けている。なお、平成19年12月10日から「市長への提
言」をデータベース化し、提言と回答内容をホームページで公開している。
建設的な提言は、今後の施策・事業に反映させるなど、広く活用を図る。

(単位：件)

区分	年度	元	2	3	4	5
市長への提言手紙		91	87	57	75	100
市長への提言電話		0	1	1	0	0
市長への提言ファックス		9	9	13	16	6
市長への提言Eメール		27	25	5	18	13
市長への提言ホームページ		173	442	374	317	274
合計		300	564	450	426	393

ウ 一日合同行政相談

四国行政評価支局主催で、毎年1回開設されている相談会に、四国地方整備局等各行政機関とともに参加している。

エ 市政出前ふれあいトーク

市政の仕組みや現在取り組んでいる事業・施策、今後の検討課題について、市政やまちづくりに関心のある20人程度の団体に対し、職員が出向いて説明を行い、理解と協力を得る。

また、ふれあいの中で、市民の思いや実情を把握するとともに、市民から出された意見・提言等については、施策・事業等の参考として活用する。

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
テーマ件数 (件)	154	161	151	146	146
実施件数 (件)	509	263	130	207	217
(うち施設見学)	(191)	(57)	(71)	(2)	(2)
参加人数 (人)	15,327	4,407	4,478	6,482	7,407
(うち施設見学)	(4,596)	(2,323)	(3,422)	(123)	(71)

※ テーマ一覧表のもとに実施された施設見学の件数等を含む。

オ 市長まちかどトーク

市民との「協働」によるまちづくりを推進するために、市内で活動する各種団体・グループのもとへ市長自らが直接出向き、意見交換を行う中で相互理解を深める機会として、平成21年7月から実施している。

30年度からは、「健やかにいきいきと暮らせるまち」「心豊かで未来を築く人を育むまち」など、第6次高松市総合計画の6つのまちづくりをテーマとした。

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
テーマ件数 (件)	6	6	0	4	6
実施団体数	7	0	0	4	6
参加人数 (人)	140	0	0	64	124

14 公益通報

「公益通報者保護法」が平成18年4月1日から施行されたことに伴い、公益通報に係る事務を適切かつ円滑に行うため、公益通報(外部通報)の相談窓口を広聴広報・シティプロモーション課市民相談コーナーに、同内部通報の相談窓口をコンプライアンス推進課に、それぞれ設置し、相談・通報処理業務を行っている。

令和5年度実績 外部通報：3件 内部通報：4件

15 広報活動

(1) 印刷媒体等による広報

(5年度)

名称	型式	発行日・部数	配布方法
広報高松	A4判28頁 11回 A4判32頁 1回 平成19年4月15日号からカラー化 平成30年4月1日号から多言語ユニバーサル情報発信ツール「カタログポケット」による電子書籍版の配信を開始	毎月1日発行 200,000部	事業者ポスティングによる全戸配布
点字広報	B5判18頁	毎月10日発行 69部	視覚障害者に郵送

(2) テレビ放送による広報

(5年度)

区分	番組名	放送日時	内容
瀬戸内海放送	たかまつ風土記	年間3回 (9・11・2月放送) 土曜日 16:30~16:45	市の歴史、文化、風土、産業等を紹介
西日本放送	アップデートたかまつ	年間12回 (毎月放送) 第3金曜日 16:15頃から3分程度	市の施策やイベント情報等を紹介
テレビせとうち	市長新春対談特別番組	1月4日 15:40~15:55	市長の令和5年の1年を振り返っての所感や、新年の抱負などを対談形式で紹介

(3) ラジオによる広報

(5年度)

区分	番組名	放送日時 (放送時間)	内容
エフエム高松 コミュニティ放送	高松市インフォメーション	毎週月~金曜日 8:00~8:05 毎週火・木曜日 17:25~17:28	市の各種制度や行事等のお知らせ
	STEP!	毎週水曜日 19:00~20:00 (5分) 毎週日曜日 (再) 9:00~10:00 (5分)	市内の小中学校に通う子どもたちがパーソナリティとなり、市のイベント情報などをお知らせする。
	ママ夢ラジオ	毎月第4木曜日 13:00~13:45 (5分) 毎月第4土曜日 (再) 17:00~18:00 (5分)	子育て情報をメインに発信する情報番組

(4) ケーブルテレビによる広報

市民がいつでも市政に関する情報を得られるよう、高松ケーブルテレビの5チャンネルを市政情報専用チャンネル「いき・いき高松」として開設し、平成12年8月1日から放送を開始した。2時間単位の番組を、1日12回、終日放送してきた。

21年4月から、地上デジタル放送への完全移行(23年7月)を控え、ケーブルテレビの事業主体であるケーブルメディア四国が自主放送チャンネルをハイビジョン化することに伴い、周波数帯域の関係などから、本市の市政情報専用チャンネル「いき・いき高松」を含めた3つの自主放送チャンネルを2つのチャンネルに統合した。

24年5月からは、番組編成により「高松ケーブルテレビ2」(121ch)を30分枠に、「高松ケーブルテレビ1」(111ch)を45分枠に変更し、放送しており、25年4月からは、チャンネル名がケーブルメディア四国に統一され、「CMS1」「CMS2」に変更されている。

令和3年度の高松市外部評価において、ケーブルテレビでの情報発信は、加入世帯数の低さや幅広い世代でのSNSの利用が広がっていることなどから、その効果に課題があるとして、「改善」の評価を受けた。このため、4年度より、番組構成や放送回数等の見直しを行った。

放送チャンネル	番組名	放送日時(放送時間)	内容
CMS 1 (111ch)	とっておき!高松	1日1回以上 毎月1回更新	市職員が出演し、市の各種制度や行事等をお知らせする。
CMS 1 (111ch)	たかまつ魅力再発見!	1日3~5回(3~5分) 毎月1日更新	本市の魅力ある施設や地域イベントなどを紹介するロケ番組
CMS 2 (112ch)	市長定例記者会見	1日2回(30分程度)	毎月2回開催される記者会見の様態を放送

(5) インターネットを活用した広報

平成8年10月に本市ホームページ「もっと高松」を開設して以来、市の重要施策や制度、イベントなどの各種市政情報を掲載するとともに、英語版ホームページや携帯電話版ホームページを開設して情報を発信するなど、市政情報の発信機能の充実に努めている。30年3月には、ユーザビリティ・アクセシビリティの向上や、分かりやすく探しやすい情報分類・サイト構造設計の実現等を目的に、年齢や障害等の有無にかかわらず誰もが利用できるよう、多言語(英、中(簡・繁)、韓、仏)や、ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2016」に対応したホームページに全面リニューアルを行った。

また、インターネットが普及する中で、効果的な情報配信を行うため、23年6月より即時性・拡散性を有する「X(旧Twitter)」による情報配信を始めたほか、令和4年12月には市公式LINE「たかまつホッとLINE」をより便利で使いやすくリニューアルし、子育てやイベント、健康などの暮らしに役立つ情報を容易に検索できるリッチメニューの構築や、欲しい情報のみ取得できるセグメント配信による情報配信を開始した。また、5年4月より、市公式LINEを利用した道路の破損等を通報するシステムも導入した。

種別	媒体名	備考
ホームページ	市ホームページ「もっと高松」	平成30年3月リニューアル
地図情報システム	たかまつ	平成23年3月～
SNS	X(旧Twitter)	平成23年6月～
	Facebook(公式)	平成30年3月～
	LINE(公式)	平成29年4月～令和4年12月リニューアル

(6) 高松ムービーチャンネルによる広報

平成25年7月には動画配信サイト「高松ムービーチャンネル」を開設するなど、動画による情報配信を強化した。令和4年3月には、「高松ムービーチャンネル」を見やすく改善したほか、スマートフォンでの視聴にも対応できるようにリニューアルした。

カテゴリ	番組名	内容
アップデートたかまつ	アップデートたかまつ	RNCで放送した市の施策やイベント情報等を紹介した番組（毎月1回配信）
とっておき！高松	とっておき！高松	ケーブルテレビで放送した市の各種制度や行事等を紹介した番組（毎月1回配信）
	たかまつ魅力再発見！	ケーブルテレビで放送した市の魅力ある施設やイベントなどを紹介した番組（毎月1回配信）
高松市からのお知らせ	たかまつ インフォメーション	市の施策やイベントなどの情報を市の職員が出演し紹介する動画（毎月4回配信）
	見てみMyたかまつ	市内で開催したイベントなどを紹介する動画（毎月4回配信）
	全力!!タカマツ広報部	地域の歴史や文化、イベント、おすすめスポットなどの市の魅力を紹介する動画（年9回配信）
	その他	担当課が制作した、市の施策やイベントを紹介する動画（随時配信）
歴史・文化	たかまつ風土記	KSBで放送した市の歴史や文化を紹介する番組（年3回配信）
	その他	担当課が制作した、歴史や文化を紹介する動画（随時配信）
シティプロモーション	その他	担当課が制作した、シティプロモーションに関する動画（随時配信）
まちづくり	その他	担当課が制作した、まちづくりに関する動画（随時配信）
スポーツ・健康	その他	担当課が制作した、スポーツ・健康に関する動画（随時配信）
市長定例記者会見	市長定例記者会見	市長定例記者会見の動画（毎月2回配信）

(7) その他の媒体による広報

名称	型式名	制作本数等	内容（配布等）
声の広報	CD	毎月1回発行 1回92本制作 60分	点字が解読できない視覚障害者を対象に制作し、郵送している。

(8) 報道機関への情報提供

新聞やテレビなどのマスコミを通じて、より迅速に市政情報を市民に提供するため、随時、記者発表や資料提供を実施しており、平成19年12月からは、報道発表資料をホームページで公開している。

また、19年6月から、市長定例記者会見を、これまでの月1回から月2回に増やすとともに、20年4月から記者会見の様態をインターネットで動画配信を開始し、同年9月からは高松ケーブルテレビにおいて、毎週土・日曜日に2回ずつ放送を開始した。また、21年4月からは、毎週4回（火・木・土・日）放送し、さらに24年4月からは、毎日放送している。

方法	回数	市政記者クラブ加盟社名
市長定例記者会見	毎月2回開催	朝日新聞、OHK、共同通信、産経新聞、山陽新聞、山陽放送、時事通信、四国新聞、瀬戸内海放送、NHK、西日本放送、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞、テレビせとうち
局課長による記者発表	随時	
その他の資料提供	随時	

(9) (株) ケーブルメディア四国への出資

CATVは、高度情報化社会に向けて、市政情報や地域情報を市民に提供する有効な広報媒体として期待されることから、(株)ケーブルメディア四国の設立に伴い、平成8年9月に1,000万円を出資した。その後、視聴エリアの拡大に伴い、11年4月に4,000万円の増資を行った。

また、これまで、視聴可能エリアの拡張に伴う施設整備等に対して、新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金（国4分の1、県8分の1、市8分の1）や地域情報通信基盤整備推進交付金（国4分の1、市8分の1）を活用し、補助を行ってきた。

視聴世帯数等

(各年度4.31現在)

区分 \ 年度	元	2	3	4	5
市内全世帯数 (a)	182,005	187,551	187,551	187,551	187,551
加入件数 (b)	49,088	50,648	51,357	51,160	52,919
加入率 (b)/(a)	27.0%	27.0%	27.4%	27.3%	28.2%

※ 市内全世帯数は、国勢調査（平成27年度、令和2年度）による世帯数

(10) エフエム高松コミュニティ放送(株)への出資

コミュニティFM放送は、地域に密着した情報を提供し、地域の振興を図ることはもとより、災害情報等をリアルタイムに、きめ細かく提供でき、今後の安全・安心のまちづくりに寄与する重要な広報媒体として期待できることから、エフエム高松コミュニティ放送(株)に対して、平成25年1月に、5,256,108円を出資した。

16 シティプロモーション推進事業

(1) 方針

本市の認知度向上とシビックプライドの醸成を図るため、本市の魅力を紹介する映像コンテンツの活用、東京圏をはじめとした大都市圏でのプロモーション活動、官民連携による情報発信などに取り組む。

(2) 事業

ア 東京事務所との連携

令和6年4月から東京都千代田区丸の内にあるコワーキングスペース（WeWork丸の内北口内）

に設置した本市東京事務所と連携し、シティプロモーションにつながる首都圏での情報収集や情報発信を行う。

イ シティプロモーションプロデューサーの委嘱

本市のシティプロモーションを総合的、具体的にプロデュースしていただくため、本市出身の音楽プロデューサーである塚田 良平氏を、シティプロモーションプロデューサーとして、令和5年11月から委嘱した。塚田氏の働きかけにより、NHK Eテレ「天才てれびくん」の本市ロケが実現した。

6年度は、「高松市シティプロモーション推進ビジョン（仮称）」の策定、映像コンテンツの制作、関係課のシティプロモーションの取組についてアドバイスをいただくほか、本市東京事務所職員と連携し、首都圏におけるメディア関係者、大学関係者とのネットワークを生かし、シティプロモーションを推進する。

ウ 人的ネットワークの運営

シティプロモーションの担い手となる若い世代を発掘するとともに、育成するためのワークショップ等を実施し、本市の魅力を発信していく人的ネットワークづくりを推進する。

令和5年度は、6年2月から3月の間で、「高松のミライ！COCOからプロジェクト」を実施し、中学生から社会人までの多様なバックグラウンドを持つ市民が、全3回のワークショップに参加した。（参加者 1回目37名、2回目21名、3回目19名）

エ 「高松市シティプロモーション推進ビジョン（仮称）」の策定

令和6年度は、本市のシティプロモーションを推進していくための方向性や目指すべき姿について、市民や企業などに分かりやすく提示するため、「高松市シティプロモーション推進ビジョン（仮称）」の策定を行う。同ビジョンにおいては、東京圏在住者、本市市民を対象とした意識調査を行うほか、本市の魅力を伝えるためのロゴマーク、キャッチコピーの作成とその活用策についても検討する。

オ 映像コンテンツの制作

令和6年度は、6年3月に策定した「第7次高松市総合計画（令和6年度～13年度）」において掲げている、目指すべき都市像とその実現に向けた取組の推進やシビックプライドの醸成、本市の魅力・価値をより多くの方々に分かりやすく伝えるためのまちづくり動画を制作するとともに、国内外に向けて、本市の魅力と価値を広く効果的に発信することによって、知名度や認知度の向上及びイメージアップを図り、さらには交流・関係人口や移住・定住人口の増加を目的としたシティプロモーション動画の制作を行う。

カ その他

令和5年度は、夜型観光の新たな資源として、玉藻公園の新たな価値の創出を目的に、8月に史跡高松城跡の桜御門と良櫓（うしとらやぐら）のライトアップ実証事業を実施した。

また、大都市圏での本市のPRとして、5年9月に東京での瀬戸内フェア2023、6年1月に神戸ルミナリエで本市PRブースを出展した。官民連携したシティプロモーション及びシビックプライド醸成の取組に関する先進地視察として、宇都宮市と川崎市を視察した。

さらに、2月23日から3月7日までの間、JR新宿駅東口の新宿アルタビジョンで、たか松BONS A I大使の大里 菜桜氏が出演した本市PR動画を放映した（期間中、約1,900回放映）。

6年度は、東京事務所が入居するWeWork丸の内北口のイベントスペースにおける会員事業者向けPRイベントや、大都市圏の商業施設、展示場など、多くの集客が期待できるスポットのほか、商談会等でPRブースの出展を行うとともに、出展に必要なグッズ（ノベルティグッズ・テーブルクロス・のぼり旗・法被等）の企画・製作を行う。

また、5年8月に実施した史跡高松城跡玉藻公園でのライトアップ実証事業の結果を踏まえ、高松まつりの花火大会とも連携し、文化財、食、ライトアップ、音楽がコラボしたイベントを、本市独自の瀬戸内海国立公園指定 90 周年記念事業として位置づけ実施することにより、瀬戸内海の魅力と価値を市内外に発信する。なお、当事業は観光庁の地域観光新発見事業に採択された。